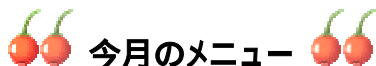


# 広域行政 ニューズレター

第6号 2002.6

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当  
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16  
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>  
E-mail [shichouson@pref.fukushima.jp](mailto:shichouson@pref.fukushima.jp)  
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



## 今月のメニュー

特集 「市町村の合併の特例に関する法律の一部改正」について  
広域行政に関する最近の動き(14.5末現在)  
庁内研究会の設置について  
連載 今月の合併特例法「市町村議会議員の在任に関する特例」  
広域行政Q & A「署名活動の手続きは？」



## 特集 「市町村の合併の特例に関する法律の一部改正」について

今回は住民発議制度の拡充、住民投票制度の導入等を内容とする「市町村の合併の特例に関する法律」の改正を含む「地方自治法の一部を改正する法律」が平成14年3月30日に公布されましたので、主な改正点を紹介します。

### 1 合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票の導入

#### (1) 合併協議会設置協議についての議会の議案審議における請求代表者又は同一請求代表者への意見陳述の機会の保障

合併協議会の設置を求める住民発議があった場合、請求代表者又は同一請求代表者に対して、議会での議案審議において意見陳述の機会をあたえることとなりました。

#### (2) 合併協議会の設置についての住民投票制度の導入

住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に有権者の6分の1以上の署名によって行われる直接請求により、合併協議会の設置について、住民投票を行うことができることとなりました。この住民投票で有効投票総数の過半数の賛成があった場合には合併協議会設置の議案については可決したものとみなされます。

#### (3) 請求代表者又は同一請求代表者の合併協議会への参加

住民発議により設置された合併協議会にあつては、請求代表者又は同一請求代表者を委員として加えることができるとされました。

#### (4) 発議により設置された合併協議会における市町村建設計画の作成等の状況の通知・公表

住民発議により設置された合併協議会にあつては、設置後6月以内に市町村建設計画の作成等の状況を、請求代表者又は同一請求代表者に通知するとともに、公表しなければならないとされました。



### 2 一部事務組合等に関する特例

一部事務組合の解散・処理が事務継承や職員の身分の変動を伴い、合併の障害となり得るものであるため、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができるとされました。



### 3 税政上の特別措置の拡充

#### (1) 不均一課税をすることができる期間の延長と同期間における課税免除の特例の創設

合併関係市町村相互間で税率が異なることや、合併により新たに課税される地域があることが合併の障害となる場合に対処するため、地方税の不均一課税をすることができる期間を市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内に延長するとともに、新たに同期間内において課税免除ができることとなりました。

#### (2) 事業所税の課税団体の指定の延期

合併により新たに事業所税が課税される地域があることが合併の障害になる場合に対処するため、合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間は行わないものとされました。ただし、合併後に旧市町村区域において30万人以上となったものとみなされるような合併関係市町村がある場合についてはその時点で事業所税の課税団体の指定の延期は解除されることとなります。

### 4 流域下水道に関する特例

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、流域下水道の定義に該当しなくなることが、合併の障害になる場合に対処するため、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で協議で定める期間に限り、流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用できることとなりました。

## 広域行政に関する最近の動き (H14.5月末現在)

#### 国等の動き

- 14.3.29 総務省が「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組(指針)」を策定し各都道府県に通知
- 14.3.30 「市町村の合併の特例に関する法律の改正」を含む「地方自治法の一部を改正する法律」公布

#### 県の動き

- 14.5.15 「今後の市町村経営体制に関する庁内研究会」設置

#### 全国の動き

- 14.4.1 沖縄県の具志川村と仲里村が合併し、「久米島町」となる
- 14.4.1 香川県の津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町が合併し、「さぬき市」となる
- 14.5.23 茨城県の笠崎町とつくば市(つくば市に編入)が14.11.1に合併する旨の告示がされる。
- 14.5.23 熊本県の上村、免田村、岡原村、須恵村、深田村が15.4.1に合併し「あさぎり町」となる旨の告示がされる。

#### 県内の動き

- 14.2-3 合併協議会設置の住民発議を受けた西白河地方の8市町村(白河市、矢吹町、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、大信村)はそれぞれ議会に合併協議会設置の議案を提出 (可決市村3 否決町村5)
- 14.3-4 会津本郷町、川俣町、南郷村、館岩村、会津高田町、新鶴村、猪苗代町、河東町、二本松市、東村の各議会に合併や広域行政に関する特別委員会等を設置
- 14.3.27 いわき石川青年会議所が中心となり、石川郡内の5町村を対象とした法定合併協議会の設置を求める「石川地方合併是非協議会設立請求住民発議実行委員会」を設立
- 14.4.25 三島町、金山町、昭和村の3町村が、任意の合併協議会「大沼西部地方三町村合併検討協議会」を設置
- 14.5.24 田村郡7町村(三春町、小野町、滝根町、大越町、常葉町、船引町、都路村)は合併問題を町村長レベルで研究する「田村地方広域行政研究会」を設置
- 14.5.28 二本松市、安達町、岩代町、東和町の1市3町による「二本松・東北達地方広域行政推進研究会」発足

## 庁内研究会の設置

県は市町村合併に関して、**自主的・主体的な検討を行った結果、地域がどのような選択をするにせよ、県はその判断を尊重**していきたいと考えています。

そこで**県と市町村との関わり方や今後の市町村経営について必要な組織や制度についての検討**をするため、庁内職員による研究会「**今後の市町村の経営体制に関する庁内研究会**」を設置しました。

研究会では具体的な事例を使うなどして検討を行い、今年の秋口を目標に一定の方向性を見出していくこととしています。



連載「今月の合併特例法」

## 議会議員の任期に関する特例 (合併特例法第7条)

前回は「議会の議員の定数に関する特例」について解説しましたが、今回は「議会の議員の在任に関する特例」について解説します。

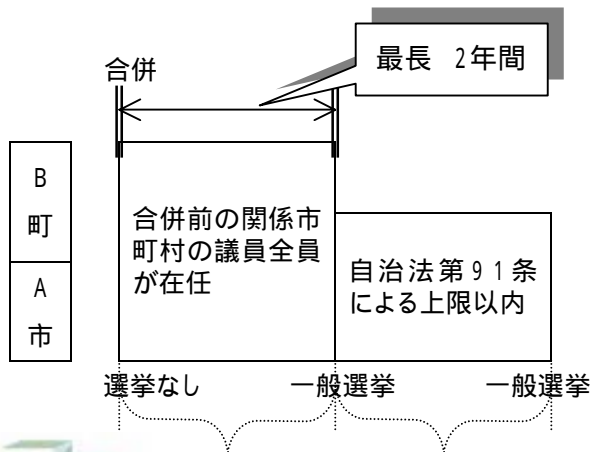
この在任特例制度は、合併関係市町村の議会の議員が身分を失う場合があることが、合併の障害になることを考慮して設けられています。

### (1) 新設合併の場合

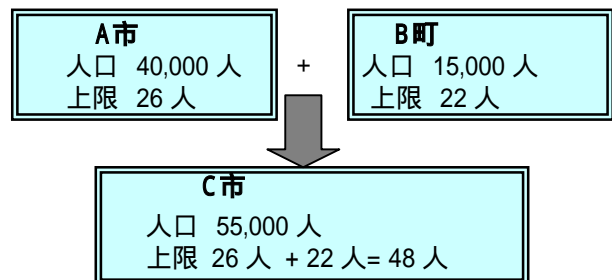
合併によってそれまでの市町村の法人格が消滅するため、原則として合併前の市町村の議員はすべてその身分を失います。そして、合併後50日以内に行われる設置選挙により新たに選出されることとなります。

これに対して、在任特例は「**合併前の議会議員が最長2年(注1)までの期間在任できる**」というものです。

(注1) 2年を超えない範囲で協議により定める期間



( の期間 ) ~最長2年間~



( の期間 ) ~合併後最初に行われる一般選挙~

表1「市町村議会議員の定数」による人数以内で条例で定める数

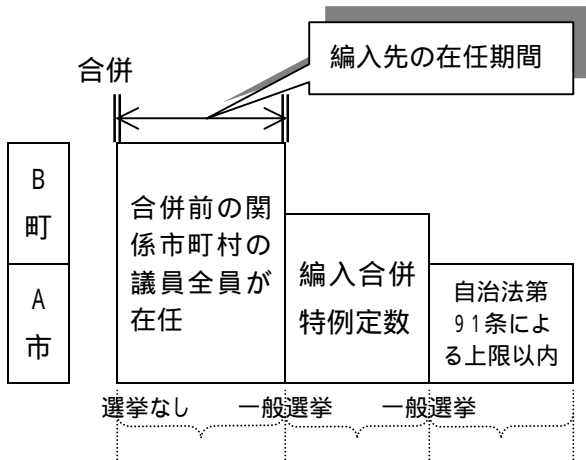
### (2) 編入合併の場合

原則として、編入する市町村の議員の身分には変動はありませんが、編入される市町村の法人格は消えることとなるので、編入される市町村議会議員はすべて身分を失うことになります。このとき合併後の市町村の議会定数の上限が増加する場合にのみ、合併後50日以内に増員選挙を行うことができます。

これに対する在任特例は「**編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の議員の任期まで在任できる**」というものです。



さらに合併後最初に行われる一般選挙においても旧市町村の区域で選挙区を設け、編入合併特例定数で定数増(注2)を行うことができます。



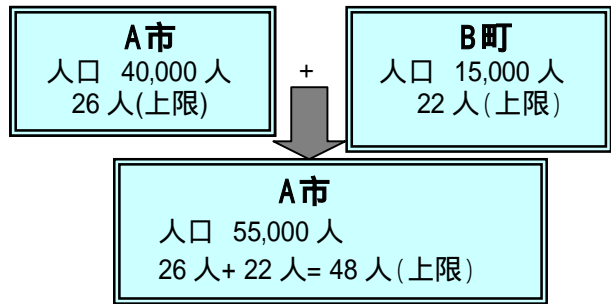
(注2) 編入合併特例制度の増員数

増員数 =

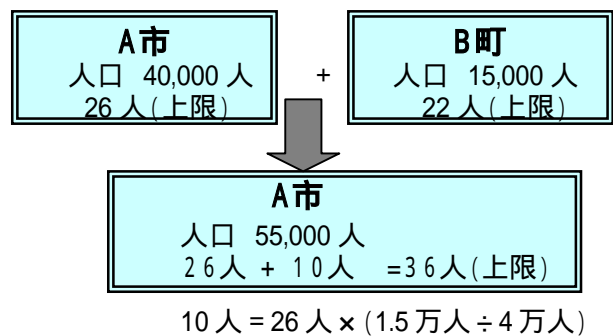
$$\text{編入先の法定定数 (A市)} \times \left[ \frac{\text{編入される市町村の人口 (B町)}}{\text{編入する市町村の人口 (A市)}} \right]$$

端数は四捨五入、1未満は1とする。

( の期間) ~ A市の議会議員の残任期間 ~



( の期間) ~ 合併後最初に行う一般選挙 ~



( の期間)

表1「市町村議会議員の定数」による人数以内で条例で定める数



表1

市町村議会議員の定数

(平成15年1月1日より)

町 村		市	
人口2千人未満	12人以内	人口5万人未満	26人以内
人口2千人以上5千人未満	14人以内	人口5万人以上10万人未満	30人以内
人口5千人以上1万人未満	18人以内	人口10万人以上20万人未満	34人以内
人口1万人以上2万人未満	22人以内	人口20万人以上30万人未満	38人以内
人口2万人以上	26人以内	人口30万人以上50万人未満	46人以内
		人口50万人以上90万人未満	56人以内
		人口90万人以上	56人 + 40万人毎に8人増加数以内 (最大96人)

地方自治法第91条は、平成15年1月1日に改正となるため、上記の表は改正後の定数を示しています。



## 広域行政Q & A 署名収集はどうやるの？



**みきさん**

この職場も1年が経ち、4月から入った後輩へ先輩振りを発揮し始めている。

**ふーちゃん**

今年の4月からみきさんと同じ職場に配属になった新人。職場に慣れるだけで精一杯の日々を過ごしている



**ながひささん**

ふーちゃんの兄。家業の傍ら地元青年会議所で地域の将来を真剣に考える熱血漢。野球をこよなく愛し、毎年東京ドームへ観戦に行くが、主たる目的は別なところという噂もある…

ある晴れた朝、仕事へ向かうみきさん、声をかけてきた後輩ふーちゃんの隣りには見知らぬ男性が…



すみませ～ん。先輩にちょっと話があるんですけど。



どうしたの？



実は兄の青年会議所が「町に合併協議会設置を請求するんだ」との話になって、直接請求のことで聞きたいことがあるってこっちに来ちゃったんです。



いつもうちの妹がお世話になってます。



いいえこちらこそお世話しております。(なっ何いってんだろう)



……実はうちの町で結構合併の話が盛り上がっているんだけど、みんな慎重でなかなか話が進まないんですよ。そこで合併協議会を設置して議論してもらおうという話になって、聞きにきたんですが、こいつでは全然話になんなくて…お願いします。



わたしで解ることならよるこんで（よーし後輩の前だしいいところ見せちゃうぞ！）



ところで、合併協議会設置の直接請求をする場合の請求代表者は俺でもなれるのかな？



請求代表者となり得る資格要件としては、「市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」とされてるんです。つまり選挙人名簿に登録されている人(注)であることが条件になるんです。



じゃー俺は大丈夫だろうからさっそく帰って署名収集しよう。



まっ待ってください！これは資格要件だから実際に活動する場合にはいろいろな手続きが必要になってきます。合併協議会設置の直接請求の代表者は、まず合併協議会設置請求書を添えて自分の属する市町村の長に対し請求代表者証明書の交付を申請しなければならないんです。この請求があった場合、当該市町村長は市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認したうえで、請求代表者証明書の交付等を行うことになります。この証明書がないと署名収集ができないんです。

以上は合併特例法第4条に基づく請求の場合の手続きであり、同法第4条の2に基づく同一請求の場合はこの手続きの前に、知事に対する同一内容確認申請が必要です。



そうか一面倒臭いな。けど署名収集は楽だろうな、だってうちは家族が多いから家族や親戚に署名して貰えばすぐに集まるし。



そうね。



俺と嫁さん、じーちゃん・ばーちゃん・3歳と1歳の子供、それとふーとで家族だけで7人も署名できる。




ちょっとまって！この場合の法定署名数は「その市町村の選挙権を有する者の50分の1」とされているから、選挙権を有さない子供やこっちに住んでいるふーちゃんは該当しません。





え～それじゃ署名を集めるのが大変だ、時間もないし昼間は仕事しているからどうしよう。





それじゃ、回覧板や郵便で署名活動したら効果的なんじゃない？


 だめだめ、署名収集は請求代表者や請求代表者から委任を受けた者が直接行うこととされているから、郵便や委任を受けたもの以外の第三者によって署名収集することは認められていないのよ。


 そーかー大変だな～ やっぱりやめるか。

 なにっているの！自分の町は自分たちで考えるって張り切っていたじゃない。

 そうだな。もう一度気合い入れ直して頑張るか。じゃ みきさんありがとう。

 どういまして。  
(ど～お ふーちゃん見てくれた?)

 先輩ってすご～い！ 憧れちゃうな～

 (^^)v まっ ふーちゃんも頑張るって。

(すっかり) 1年前の自分の姿を忘れているみきさんでした。)

(注) 合併特例法§4、4ノ2 自治法§74 公選法§22

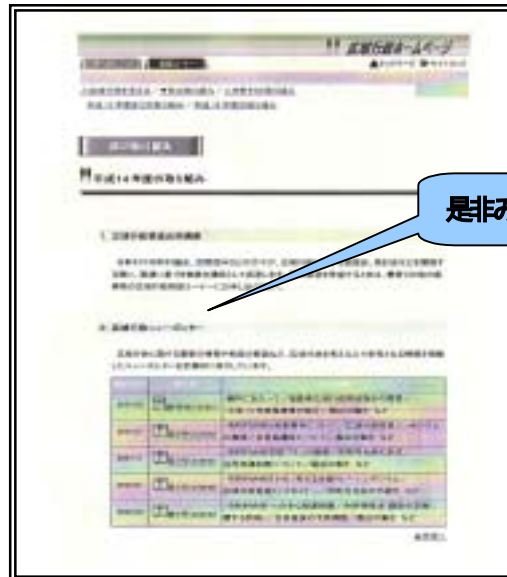
ニュースレターでは、みなさんからのご意見ご提案を募集しております。日頃、広域行政に関連して疑問に思っていること、今後取り扱ってほしい題材、また、本紙に関するご意見・ご感想もお待ちしております。


広域行政ホームページの質問コーナー  
[hppt://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki\\_qa.html](http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html)  
でも受け付けています。



〔福島県広域行政ホームページ〕

『広域行政ニュースレター』のバックナンバーは県広域行政HPに掲載しております。



 第15回全国健康福祉祭ふくしま大会  
**うつくしまねんりんピック2002**  
平成14年**10月19日(土)～22日(火)**

〔編集後記〕

4月からこの「広域ニュースレター」を担当することになりました。このような情報誌作りは勿論「広域行政」自体が初めての仕事なので「読みづらい」「見づらい」点が多かったことと思います。 申し訳ありません。 m(\_ \_ )m

今後は前任者の方々に負けないよう「解りやすい」「おもしろい」ニュースレターを目指し頑張りたいと思います。 (蒲)



